



Title	雑報
Citation	北大法学論集, 44(6), 469-474
Issue Date	1994-03-31
Doc URL	<a href="http://hdl.handle.net/2115/15569">http://hdl.handle.net/2115/15569</a>
Type	bulletin (other)
File Information	44(6)_p469-474.pdf



[Instructions for use](#)

# 北海道大学法学部法学会記事

○平成五年七月二〇日(木)午後三時より

「国際貢献とはなにか

——カンボジア問題を手がかりに——

報告者

坪井善明氏

(北海道大学法学部教授)

出席者

二二名

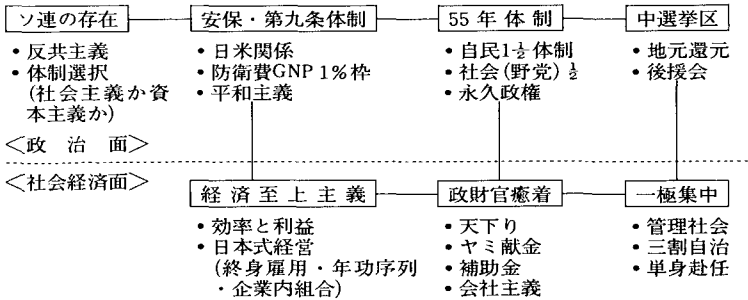
## I

カンボジア問題が明らかにしたもの

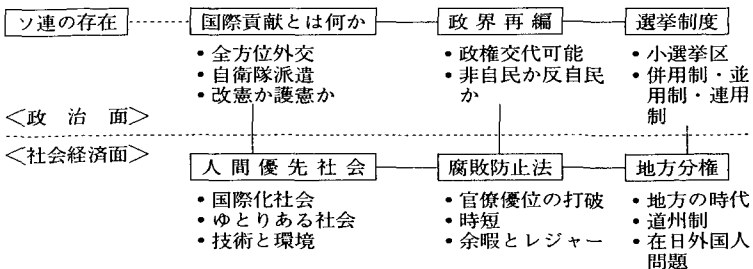
- (1) P K O五原則のまやかし
- (2) カンボジアをあまりに知らない
- (3) 国連やUN T A Cも細部まで知らない
- (4) 「日本人」の枠組みだけの関心の持ちよう
- (5) 「国際貢献」の難しさ

II 「国際貢献」が何故議論されるのか

### 冷戦時代 (1955~86)



### ポスト冷戦時代 (1987~)



III 「国際貢献」の座標軸

- (1) カンボジアの行方
- (2) 派遣できる国内体制作り
- (3) 現地を知るための組織
- (4) 日本は「南」・「北」のかけ橋に

○平成五年八月二十六日(木)午後一時半より

「消費者保護とフランス契約法

——一九九二年一月一八日の法律の寄与——」

報告者 ミシエル・モロー氏

(ボワチエ大学法学部名誉学部長・

フランス放送教育全国センター総長)

出席者 二二名

本報告については、ジュリスト一〇三四号(一九九三年一月一五号)に翻訳が掲載されているので、それを参照されたい。

○平成五年九月九日(木)午後二時より

「ドイツにおける妊娠中絶法の改革

——国際的比較法的観点において」

報告者 アルビン・エーザー氏

(フライブルク大学教授、マックス・

プランク外国刑法・国際刑法研究所長)

出席者 三二名

生命の刑法的保護に造詣が深いエーザー教授から、表記の題目の講演をいただいた。講演内容については、本誌掲載の拙訳を参照されたい。報告後は、対話モデルを採用することの可否、当否等を巡って、議論が展開された。

(文責 今井猛嘉)

○平成五年九月一七日(金)午後一時半より

「法学教育——日米間の比較」

報告者 木下 毅氏

(北海道大学法学部教授)

出席者 三六名

(1) アメリカの代表的ロー・スクールは、法および公政策 (public policy) に関するリサーチ・センタとしての性格を有し、アメリカ法の形成に強いインパクトを与えてきた。特に全米的なナショナル・ロー・スクールは、アメリカの法制度およびその法文化を支配している、とまでいわれている。これらのロー・スクールにおける教育は、目的、対象、教育方法および教材において、わが国を含むヨーロッパ型の教育とはきわめて対照的である。

アメリカ型法学教育の目的は、性格上きわめて実質的であり、その主たる目標は、ブラック・レター・ルール (Black Letter Law) を教えることにあるのではなく、方法論、すなわち、弁論および判決の構成、分析、比較、評価および批判の仕方、ならびに先例および立法の動向の識別の方法を学生に教えることにある。これに対し、わが国の法学教育の力点は、主として法律の条文および確立された法理並びに法理の正当性の根拠や解釈に関するアカデミックな論争に置かれてきた。また、事件と事件とを区別することはあまり意識することなく、ある特定の事件に関する判旨を明らかにしようとする傾向が強い。このように、法律の条項と学説に強く焦点を合わせて、現実の事件に

あまり言及しない点は問題であろう。ともあれ、アメリカの法学教授は、ブラック・レター・ルールよりも、実質的理由づけおよび政策上の議論を習得させようとしている。その結果、法とは、権威的法理を集めたものではなく、「政治的、経済的、社会的政策の道具」とみなされるようになる。

このようなアメリカの法学教育は、「現在する法」のみならず「在るべき法」をも、その射程の中に採り込んでくる。したがって、法学教育の目的は、現行法を把握する能力のみならず、評価的・批判的能力を開発することにも向けられることになる。学生に現行法の把握の仕方を教える場合にも、ブラック・レター・ルールを超えて、その背後にある社会政策および実務的運用の基礎をなしている争点にまで遡って検討することの必要性が強調される。別言すれば、アメリカのアプロウチは、法準則 (rules)、法理 (doctrines)、法原則 (principles) を単に受動的に吸収させるだけでなく、積極的に問題を解決する能力 (problem-solving) を養成することに向けられている。その過程においては、係争中の問題がいかんして生じ、それを解決する法的プロセスはどうあるべきかといった洞察力が、特定の事件の解決の内容と同様に強調される。

このように、アメリカの法学教育の目標は、法というものを

孤立的文化現象として把握せず、隣接諸科学との提携によってその本質や機能を説明することに向けられている、といえよう。

(2) アメリカ法学教育の対象も、わが国を含むヨーロッパ型の法学教育を伝統的に支配してきた比較的狭い対象と著しく異なっている。わが国のような単一国家と異なり連邦制をとっているアメリカでは、法域 (jurisdictions) が五〇以上存在し多様化しているところから、法の研究には比較的方法が不可欠となる。それは、単一のピラミッド型の法体系の枠組を有するわが国の場合とは、自ずと対象が異なってくる。同一の問題に対しても他州、諸外国での複数の解釈が示される。先例といえども、必ずしも權威ある命令的なものとはみなされない。ケース・ブックの中の次の事例として、他州で全く逆の立場をとった判決例が引用されることが少なくない。すなわち、学生が読むまさにその次のケースは、それと全く正反対の立場をとる他の州の裁判例からとってきていることが多い。ケース・ブックが二つのはっきりと対立する判例を載せていない場合でも、教授は通常 *hypo-hypothetical case* という形で、自らの実例を提示する。また、学生は同じ問題について二つの州議会が制定した異なつた解釈を自ら比較するという立場に立つことになるかも

しれない。学生は、それら五〇州という社会的実験室において發展してきた裁判所の判例なり立法の線を、分析・比較・評価・計画することに熟達しなければならぬのである。そのような教育環境にあつては、抽象的形式的な理由づけの權威性ではなく、具体的実質的な理由づけこそが、主たる焦点となる。

第二に、アメリカでは法というものが「政治的、社会的政策の道具」と考えられてきたことから、法学教育の対象も多面的で学際的なものとならざるをえない。特に、政治理論、経済学、社会哲学などは、学部段階ですでに履修済である場合が多い。これに対し、わが国では法学教育が学部教育の一部として位置づけられていることから、隣接諸科学に接する機会は相対的に限定されているため、学際的アプローチに多くを期待することはできないといえよう。

第三に、これとも関連するが、アメリカでは法というものがそれを形成してきた歴史的社会的諸力から切り離された抽象概念として教えられることがないため、わが国を含むヨーロッパ型の法学教育に比しその範囲がより広汎になり、形式的な面がより少なくなる。アメリカに広く受容されてきた *pragmatic instrumentalism* の発想は、法を相衝突する利害から隔離された自己完結の体系と見るヨーロッパ型の法観念には適していな

い、といえようか。

(3) アメリカの法学教育において用いられている教材に関しても、同様のことがいえよう。わが国を含むヨーロッパ型の法学教育では、主としてブラック・レター・ルールから成るドグマティックな教科書(判決例はルールを適用した例として引用されることが多い)が教材の中心をなしてきた(もちろん、わが国でも判例を集めた「判例百選」その他の判例集が用いられてはいるが、これらは教科書の記述を補足するものとしてしか扱われていない)のに対し、アメリカ型法学教育では、この種の教科書は有害なものとされ、ケイス・ブックが主として用いられてきた。判例の大半は、実質的な理由づけを含むものが通例であり、ポーターライン・ケイスの比重が圧倒的に高い。

このような問題意識の相違は、学術書(Treatise)の内容にも影響を及ぼし、わが国に見られるヨーロッパ型の教科書には基本的法原則から論理的に演繹された法原則の体系が記述されているのに対し、アメリカ型の学術書には Corbin on Contracts に典型的に見られるように、議論の対象は法理論、法原則ないし法政策に向けられており、法原則を詳述するということはあまりなされていない。したがって、ドグマティックな記述はほ

とんどないといってよい。

(4) 法学文献の差異は、法学教育の教育方法の差異にも反映してくる。わが国を含むヨーロッパ型の法学教育では、教説的講義方式が支配的な教授法であるのに対し、アメリカ型の法学教育においては、いわゆるケイス・メソッドが用いられてきた。そこでは、法学教授は、係争中の争点に関し、権威的決定がなされていない州における裁判官と仮定して議論が展開されることになる。その結果、ロー・スクールの学生は、懐疑の念をもつて判決を考察する訓練を受けることになり、それに応じて先例拘束性の原則からも自由になり、積極主義者的役割を演ずるよう訓練される。

故 Cases の教授によれば、「このようなプロセスから生れてくる若者は、タフ・マインデッドであり、懐疑的で、プラグマティックであり、かつ、機略縦横でもある。彼らは、ロー・スクールの学生であっても、法というものをアメリカの社会および経済をたえず創り変えていく道具とみるようになる。アメリカの裁判官は、判決を書く場合には、その判決に関連のある政治的、経済的、社会的な政策を議論する傾向があるので、これらの判決意見を三年間自己の勉学の主たる基礎としてきた学生は、自

報 然に政策という観点から特定の法準則や判決の意味を考えるよ

うになる。大半の学生は、法哲学のきつちりした体系に興味を  
雑 もつことなしに、社会学的法学の基礎的観念を吸収してきたの

である。その社会学的法学とは、長年にわたってハーヴァード・

ロー・スクールのディーンを勤めたパウンドが、その長いキャ

リアを通じて擁護してきたものである」。